

指定管理者管理運営状況検証調書①

令和 3年 7月 14日

施設名	坂出緩衝緑地（番の州球場）	所在地	坂出市番の州公園5番地
施設所管課	香川県交流推進部交流推進課	施設所管課連絡先	交流施設活性化グループ 087-832-3359
指定管理者名	坂出市	指定期間	平成28年4月1日～ 令和4年3月31日

1 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること ②施設の利用許可に関すること ③利用料金の収受に関すること ④その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	0円 （坂出市において施設の利用料金徴収し、それを充当）
---------	---	---------	---------------------------------

2 施設の利用状況等

利用者数 （稼働率）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	2年度		253	50	670	884	1,050	965	720	620	325	455	799	890
元年度		773	837	772	515	1,298	655	491	660	358	286	785	700	8,130
30年度		595	615	1,121	897	1,128	430	382	512	382	512	540	933	8,047
29年度		870	609	1,116	923	630	388	185	940	150	714	656	529	7,710
28年度		580	768	410	782	686	453	672	271	323	420	380	1,042	6,787
導入前		567	734	671	560	815	650	780	425	240	205	85	710	6,442

利用料金収入 （使用料）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	2年度		43,670	10,690	113,200	116,230	118,460	73,020	66,890	96,810	52,110	64,520	78,620	106,830
元年度		96,970	110,570	65,050	54,000	64,900	53,540	76,880	62,100	58,130	59,520	79,670	127,190	908,520
30年度		92,340	75,530	66,750	59,340	73,860	47,020	63,980	64,160	63,980	64,160	70,730	95,000	836,850
29年度		78,300	63,250	99,740	97,560	52,170	52,370	13,120	55,680	27,260	40,990	58,810	37,550	676,800
28年度		76,230	91,190	42,400	105,410	80,770	101,190	117,040	38,730	30,110	30,690	58,340	103,140	875,240
導入前		104,520	142,660	207,790	173,730	124,100	179,610	120,630	71,400	29,340	9,540	25,290	104,280	1,292,890

3 利用者からの意見への対応

利用者意見の把握方法	施設管理者（囑託員）が窓口となり意見等を把握、利用者に対するアンケート調査を実施
------------	--

利用者からの積極的な評価	特になし
--------------	------

利用者からの苦情・要望	対応状況
グラウンド内の整備（起伏の解消・水溜まり等）	H30年度に部分的に芝の張替えを実施

4 管理運営状況の評価

項目	細項目	指定管理者による自己評価	施設所管課の評価	人事・行革課の評価
適正な管理運営の確保の状況	利用許可	先着順、基準日（20日、土日祝の場合は直前の平日）での抽選を実施し、公平に利用許可手続きを行っている。	仕様願、許可書を用いて、適切な利用許可を行っている。	A
	建物・設備の保守点検及び維持管理	建物・設備の保守点検及び維持管理については、委託業者・施設管理嘱託員により、定期報告及び随時報告により確認。緊急度の高いものについては、修繕等を実施し、利用者の安全確保を図っている。	仕様書や事業計画書等に定められたとおりに管理が行われ、修繕への対応も適切である。	
	安全性の確保	上記のとおり。	安全マニュアルが整備され、安全確認も実施されていることから、施設の安全性は確保されている。	
	物品・備品管理	県の所有物品の管理状況について、毎年度1回以上県に報告している。	毎年度1回以上、物品管理状況を報告し、適切に管理している。	
法令等の遵守等	法令等の遵守	遵守している。	指定管理業務の実施に当たり必要な関係法令を遵守している。	A
	職員配置	施設管理嘱託員・職員で業務分担し、体育施設の一体的管理を実施している。	職員の配置計画書に基づき、各業務に必要な職員を配置している。	
	緊急時の体制	大会時（競技中）の事故については、主催者により対応。緊急時（災害）の連絡網・AEDの設置をしている。	緊急時に迅速に対応できるように、AEDの設置や連絡体制の整備がなされている。	
	県の指示事項への対応	実施している。	県からの指示事項を迅速かつ適切に実施している。	
	個人情報の保護	申請書等、個人情報が含まれている書類は適正に保管している。また古くなった書類についてはシュレッダー等を使って破棄している。	ファイリングによる適切な保管と、シュレッダーによる破棄を行っており、個人情報は適切に取り扱われている。	
労働関係法令遵守の状況	労働関係法令	遵守している。	指定管理者、施設管理嘱託員について、共に労働関係法令が遵守されている。	A
利用者サービスの維持向上の状況	利用者数の状況	利用者数は、指定管理者導入前より増加しており、土日祝日についてはほぼ利用されている。	利用者数の情報を適切に把握し、必要な対策を講じている。	A
	利用促進	従来からの取り組みとナイター利用及び大学合宿の誘致等を図る。	近年利用実績のない団体へ案内を行うなど、利用促進が図られている。	
	各種事業・プログラムの内容	上記と同じ。	上記促進の結果、近年利用実績がなかった団体の利用や、大会が実施されるなど、利用促進が図られている。	

利用者サービスの維持向上の状況	利用者満足度調査	利用者へのアンケート調査を実施し、より良い球場運営に努めている。	専従嘱託員が窓口となり、意見・要望を聞いている。 また、アンケート調査を実施しており、満足度把握に努めている。	A	A
	苦情等への対応	グラウンドの整備（起伏の解消・芝生張替等）	グラウンドの整備等や利用者からの苦情・要望等については、坂出市生涯学習課及び現場の管理者において適切に対応している。		
	広報、PR、情報提供の実施	市HPに掲載し、情報の提供を行っている。	坂出市のHPに利用窓口を掲載することや、近年利用実績のない各団体へ利用案内を送るなど、PRに努めている。		
収支の状況	経費節減の取組	再委託先を決める際、依頼業務を他の市有施設のものとは抱き合せて経費削減に努めている。	指定管理者が別途保有する施設と一括で業務を発注することで、経費節減に取り組んでいる。	A	A
	収支の状況の把握	収支状況について、費目ごとに記録している。また、過去の状況と比較することにより、収支の増減など状況の把握を行っている。	費目ごとに収支の状況を適切に把握している。		
	会計処理の状況	出納管理について、収入徴収簿を作成し、また収納金報告書により、日別、月別に管理している。	会計事務は、坂出市の組織として適切に行われている。		

《評価指標》 S：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている。  
A：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施している。  
B：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある。  
C：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている。

総合評価	施設所管課の評価		人事・行革課の評価
	坂出市において、施設管理は適切に行われている。 また、現地に常駐の施設管理嘱託員を配置し、グラウンドの整備や利用者への対応等を適切に行っている。		A

《評価指標》 S：適正であり、優れた実績をあげている。  
A：適正である。  
B：概ね適正であるが、一部改善を期待する。  
C：改善が必要である。